

⑥五島西漁港（嵯峨島地区）災害復旧事業

受賞機関 五島市 産業振興部 水産課

キーワード 防波堤、災害復旧事業、災害関連事業

全建賞審査委員会の評価ポイント

台風11号に伴う高波浪により被災した外防波堤について、原形復旧だけにとどまらず災害復旧事業及び災害関連事業を活用した一体的な強化を図るとともに、ケーソン上部工の取壊し殻を中詰材として再利用することによるコスト縮減と残置型枠工法の採用による水中中部施工の効率化及び安全性の向上を達成した点が評価された。

1. はじめに

令和4年9月6日に来襲した台風11号により、五島西漁港嵯峨島地区の第一線防波堤である外防波堤が120mにわたり港内側に大きく滑動・破損・傾斜・沈下するなどの甚大な被害を受けた。

本事業は、早期復旧と再度災害の防止を目的として、災害復旧事業及び災害関連事業を活用した取組である。

2. 事業の概要

五島西漁港嵯峨島地区は、長崎県の五島列島福江島北西部に位置する二次離島の嵯峨ノ島にあり、福江島と嵯峨ノ島を結ぶ定期航路を有することから、安全・安心な定期船の運航を確保するためにも外防波堤が重要な施設である。

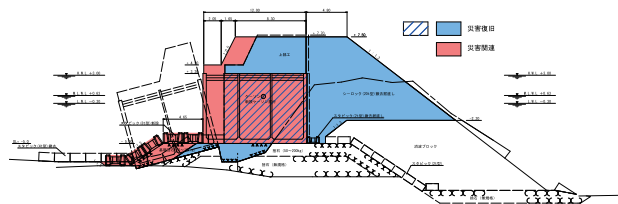
五島市の西沖を北上した台風11号の影響により、外防波堤410mのうちケーソン120m（ケーソン8函）において滑動・破損・傾斜・沈下の被害が発生した。

被害が甚大であったことから、農林水産省の取組であるMAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム）を活用し、水産庁担当者による復旧方針や災害関連事業の活用に関するアドバイスを得て、早期に災害査定に向けた道筋を明確にした。

また、被災波を推算した結果、当初設計波高4.4m～5.2mに対し、被災波は5.7mであり、高波浪であった。このため、原形復旧だけでは同規模の台風で再度災害を受けるおそれがあることから、災害復旧事業及び災害関連事業を併用して改良復旧する方針とした。

災害復旧事業では、被災区間のうち45m（ケーソン3函）において、ケーソンが大きく滑動・傾斜していた。このうち、損傷等のなかった2函は再利用とし、破損していた1函は再利用が困難であったため、災害関連事業を併用して、現況よりも大型のケーソンを製作・据え付けた。ケーソンの再利用時に発生する上部工の取壊し殻については小割した後、破損したケーソンの中詰砂とともに新規ケーソンの中詰材として再利用することで、コスト縮減を図った。

さらに、災害関連事業により、既設堤体及び上部工の拡幅を行った。一般的に堤体を拡幅する際は、鋼製型枠を使用することが多いが、今回は残置型枠を使用することで潜水作業の安全性を確保し、水中施工の効率化を図った。



被災区間の改良復旧断面

3. 事業の成果

令和4年12月に災害復旧事業費の決定通知（災害関連分含む）があり、同月末に工事を発注した。被災直後から復旧工事完了まで、当港を利用する船舶の出入港制限を行っていたが、工事の完了に伴い、この制限も解除された。

また、工事完了後の台風シーズンにおいても新たな被害は確認されず、整備効果が確認された。



被災直後

復旧完了

4. おわりに

当市では近年、大規模な災害が頻発している状況ではないものの、今後、同規模の災害が発生する可能性もある。今回の経験を組織として継承していくことが重要である。

本事業にご尽力いただいたMAFF-SAT、査定官、立会官、設計コンサルタント、施工業者、漁業者をはじめ、地域の皆さまに感謝申し上げる。

賛助会員 ㈱三洋コンサルタント、㈱萩原組